

令和8年6月富津市議会定例会  
議案等資料

令和8年6月9日

富津市

令和8年6月富津市議会定例会議案等資料一覧表

| 番 号      | 件 名   | 頁  |
|----------|---|----|
|          | 令和8年6月富津市議会定例会議案等概要                             | 1  |
| 議案第1号資料  | 職員の旅費に関する条例新旧対照表（第1条による改正）                      | 7  |
| 議案第1号資料  | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）           | 21 |
| 議案第1号資料  | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第3条による改正）       | 22 |
| 議案第1号資料  | 富津市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第4条による改正） | 23 |
| 議案第1号資料  | 証人等の費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条による改正）                   | 24 |
| 議案第1号資料  | 富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例新旧対照表（第6条による改正）          | 25 |
| 議案第2号資料  | 富津市税条例新旧対照表                                     | 26 |
| 議案第3号資料  | 大佐和中学校旧屋内運動場解体工事概要                              | 40 |
| 議案第3号資料  | 開札調書  | 41 |
| 議案第5号資料  | 旧富津市立天羽東中学校の貸付けの概要                              | 42 |
| 議案第7号資料  | 履歴事項（人権擁護委員関係）                                  | 43 |
| 議案第8号資料  | 履歴事項（人権擁護委員関係）                                  | 44 |
| 議案第9号資料  | 履歴事項（人権擁護委員関係）                                  | 45 |
| 議案第10号資料 | 履歴事項（人権擁護委員関係）                                  | 46 |
| 議案第11号資料 | 履歴事項（人権擁護委員関係）                                  | 47 |

|          |                    |    |
|----------|--------------------|----|
| 議案第12号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 48 |
| 議案第13号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 49 |
| 議案第14号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 50 |
| 議案第15号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 51 |
| 議案第16号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 52 |
| 議案第17号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 53 |
| 議案第18号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 54 |
| 議案第19号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 55 |
| 議案第20号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 56 |
| 議案第21号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 57 |
| 議案第22号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 58 |
| 議案第23号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 59 |
| 議案第24号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 60 |
| 議案第25号資料 | 履歷事項（富津市農業委員会委員關係） | 61 |

令和8年6月富津市議会定例会議案等概要

| 番 号   | 件 名 及 び 概 要  | 関係部等                                     |
|-------|--|--|
| 議案第1号 | <p>職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について<br/>                     (提案理由)<br/>                     国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、旅費の種目にその他の交通費、包括宿泊費を新設する等のため、関係する条例の一部を改正するものである。<br/>                     (施行日)<br/>                     公布の日</p>   | <p>総務部<br/>                     消防本部</p> |
| 議案第2号 | <p>富津市税条例の一部を改正する条例の制定について<br/>                     (提案理由)<br/>                     地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、扶養親族等申告書を提出しなければならない公的年金等受給者の範囲の見直しを行うとともに、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げる等のため、条例の一部を改正するものである。<br/>                     (施行日)<br/>                     令和9年1月1日。一部令和9年4月1日、令和10年1月1日及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日</p> | <p>市民部</p>                               |
| 議案第3号 | <p>工事請負契約の締結について<br/>                     (提案理由)<br/>                     大佐和中学校旧屋内運動場解体工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>   | <p>教育部</p>                               |
| 議案第4号 | <p>損害賠償の額を定めること及び和解について<br/>                     (提案理由)<br/>                     令和8年2月12日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>   | <p>市民部</p>                               |
| 議案第5号 | <p>財産の貸付けについて<br/>                     (提案理由)<br/>                     旧富津市立天羽東中学校の活用に伴い、引き続き市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>   | <p>総務部</p>                               |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要  | 関係部等 |
|--------|--|------|
| 議案第6号  | <p>令和8年度富津市一般会計補正予算（第1号）</p> <p>補正額 56,164千円</p> <p>補正後の予算額 35,016,164千円</p> <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ推進関係費 2,300千円</li> <li>・生活保護扶助費 42,240千円</li> <li>・青堀小学校校舎改築事業 6,495千円</li> </ul> | 総務部  |
| 議案第7号  | <p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて</p> <p>（提案理由）</p> <p>やすだなりひで<br/>人権擁護委員安田成秀氏の任期が令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p>                                       | 市民部  |
| 議案第8号  | <p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて</p> <p>（提案理由）</p> <p>もりたていじ<br/>人権擁護委員森田貞二氏の任期が令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p>  | 市民部  |
| 議案第9号  | <p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて</p> <p>（提案理由）</p> <p>うえだしずお<br/>人権擁護委員植田静雄氏の任期が令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p>  | 市民部  |
| 議案第10号 | <p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて</p> <p>（提案理由）</p> <p>もきえりこ<br/>人権擁護委員茂木恵利子氏の任期が令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p>  | 市民部  |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要   | 関係部等     |
|--------|---|----------|
| 議案第11号 | <p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>人権擁護委員<sup>すずきまゆみ</sup>鈴木マユ美氏の任期が令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p> | 市民部      |
| 議案第12号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、石井<sup>いしいしげる</sup>茂氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>            | 農業委員会事務局 |
| 議案第13号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、稲村<sup>いなむらこういち</sup>耕一氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>         | 農業委員会事務局 |
| 議案第14号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、尾坂<sup>おさかたろう</sup>太郎氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>           | 農業委員会事務局 |
| 議案第15号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、鹿<sup>かしまちょうじ</sup>嶋長治氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>          | 農業委員会事務局 |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要   | 関係部等     |
|--------|---|----------|
| 議案第16号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)<br/>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、川口寛市<small>かわぐちかんいち</small>氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>  | 農業委員会事務局 |
| 議案第17号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)<br/>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、小柴賢次郎<small>こしばけんじろう</small>氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p> | 農業委員会事務局 |
| 議案第18号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)<br/>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、澤邊治之<small>さわべはるゆき</small>氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>   | 農業委員会事務局 |
| 議案第19号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)<br/>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、白井和子<small>しらいかずこ</small>氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>    | 農業委員会事務局 |
| 議案第20号 | <p>富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)<br/>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、鈴木伸江<small>すずきのぶえ</small>氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>    | 農業委員会事務局 |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要  | 関係部等     |
|--------|--|----------|
| 議案第21号 | 富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br>(提案理由)<br>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、長嶋良 <sup>ながしまりょう</sup> 氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。  | 農業委員会事務局 |
| 議案第22号 | 富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br>(提案理由)<br>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、平野弁一 <sup>ひらのべんいち</sup> 氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。 | 農業委員会事務局 |
| 議案第23号 | 富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br>(提案理由)<br>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、丸文浩 <sup>まるふみひろ</sup> 氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。   | 農業委員会事務局 |
| 議案第24号 | 富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br>(提案理由)<br>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、森田泰彰 <sup>もりたひろあき</sup> 氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。 | 農業委員会事務局 |
| 議案第25号 | 富津市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br>(提案理由)<br>富津市農業委員会委員の任期が令和8年7月13日をもって満了となることに伴い、山口博 <sup>やまぐちひろし</sup> 氏を当該委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。  | 農業委員会事務局 |

| 番 号   | 件 名 及 び 概 要  | 関係部等 |
|-------|--|------|
| 報告第1号 | <p>令和7年度富津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について<br/> (報告理由)<br/> 令和7年度富津市一般会計予算繰越明許費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものである。</p> | 総務部  |

議案第1号資料

職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）新旧対照表（第1条による改正）

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤務所_____を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 市の要請に基づいて新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤務所から新在勤務所に旅行することをいう。</p> <p>(3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが_____事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を</p> | <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤務所（<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 市の要請に基づいて新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤務所から新在勤務所に旅行することをいう。</p> <p>(3) 家族 _____ 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にする_____ものをいう。</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(5) 旅行役務提供者 <u>旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>支給する。<u>ただし、赴任の旅行が鉄道50キロメートル未満のときは、この限りでない。</u></p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給するものとする。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため、旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡に伴い死亡地に旅行したときには、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定による旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条例において同じ。）が、<u>その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関等の事故</u>により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> | <p>支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給するものとする。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため、旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡に伴い死亡地に旅行したときには、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定による旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には</u><br/> <u>_____、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるとき</u></p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>(旅行命令等)</p>  | <p>は、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p> <p>(旅行命令等)</p>  |
| <p>第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。</p>  | <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p>  |
| <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p>  | <p>(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令<br/>(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</p>   |
| <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p>   | <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p>   |
| <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合では、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p>                                 | <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p>   |
| <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない</p>   | <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない市内出張の場合は、この限りでない。この場合において、旅行命令権者は、旅費の支給を伴わない市内出張の場合を除きできるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしなければならない。</p> |
| <p>。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示 しなければならない。</p> | <p>。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示 しなければならない。</p>  |
| <p>5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、規則で定める。</p>  | <p>(旅費の種目及び内容)</p>   |
| <p>(旅費の種類)</p>  | <p>(旅費の種類及び内容)</p>   |
| <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p>   | <p>第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第12条から第21条までの規定の定めるところによ</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 2   | 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。   |
| 3   | 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。  |
| 4   | 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。   |
| 5   | 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ<br>1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。  |
| 6   | 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。   |
| 7   | 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額に<br>より支給する。   |
| 8   | 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定<br>距離当たりの定額により支給する。  |
| 9   | 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支<br>給する。  |
| 10  | 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。<br>(旅費の計算)   |
| 第7条 | 旅費は_____、最も経済<br>的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。た<br>だし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的<br>な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経<br>路及び方法によって計算する。  |
| 第8条 | 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほ<br>か、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災<br>その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっ<br>ては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行<br>にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数<br>を超えることができない。 |
| 2   | 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた   |

る。

|  |
|--|
| (旅費の計算)  |
| 第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び<br>第12条から第21条までの規定に定める種目及び内容に基づき、最も経済<br>的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって_____計算する。た<br>だし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的<br>な通常の経路又は方法により_____旅行し難い場合には、その現によった経<br>路及び方法によって計算する。 |
| 第8条から第10条まで 削除   |

|  |   |
|--|---|
| <p>ときは、これを1日とする。</p>   |   |
| <p>3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、<u>第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p>   |   |
| <p>第9条 削除</p>  |   |
| <p>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの区分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> |   |
| <p>（旅費の請求手続）</p>   | <p>（旅費の請求手続）</p>  |
| <p>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの</p>   | <p>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務</p>                                       |
| <p>は、所定の請求書を当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。</p>  | <p>提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。</p>  |
| <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p>  | <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p>   |
| <p>3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>  | <p>3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>   |
| <p>（鉄道賃）</p>   | <p>（鉄道賃）</p>  |
| <p>第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p>  | <p>第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要により別に特別車両料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、現に支払った特別車両料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p> | <p>(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金</u></p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金</u></p> <p>(5) <u>特別車両料金</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> |
| <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行にあつては片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p>  | <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p>  |
| <p>3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p>   | <p><u>(船賃)</u></p>   |
| <p>第13条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。</u></p>  | <p>第13条 <u>船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる</u></p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃（公務上の必要により上級の運賃を必要とした場合には、現に支払った上級の運賃）</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>第3号に規定する船舶による旅行の場合において、公務上の必要により別に特別船室料金を必要としたときには、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第14条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃によりこれを支給する。</u></p> | <p><u>運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第14条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>(車賃)</p>   | <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>   |
| <p>第15条 車賃の額は、現に支払った交通機関に係る旅客運賃による。</p>   | <p>(その他の交通費)</p>  |
|   | <p>第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p> |
| <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより自家用自動車について旅行に使用するための承認を受けた職員が、当該承認に係る自家用自動車を使用して旅行した場合には、車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための承認を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。</p>   |
| <p>3 前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p>                                   | <p>3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。</p>  |
| <p>4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>   | <p>4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>第16条 削除</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第17条 宿泊料の額は、1夜につき13,100円とする。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第18条 食卓料の額は、1夜につき2,600円とする。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p> <p>(移転料)</p> <p>第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、職員の旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日か</p> | <p>(宿泊費)</p> <p>第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>(転居費)</p> <p>第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>ら1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p>  |  |
| <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p>   |  |
| <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。<br/>(着後手当)</p>   | <p>(着後滞在費)</p>   |
| <p>第20条 着後手当の額は、宿泊料定額の5夜分に相当する額による。<br/><br/>(扶養親族移転料)</p>   | <p>第20条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。<br/><br/>(家族移転費)</p>                                       |
| <p>第21条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その者について第12条から第15条までの規定を適用することとした場合におけるこれらの規定によるその者の旧居住地から新居住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額並びにその移転の際における年齢に従い次に掲げる額の合計額による。</p> | <p>第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p>  |
| <p>(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び食卓料の額</p>  | <p>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空費、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額</p> |
| <p>(2) 12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p>  | <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p>                  |

|   |   |
|---|---|
| <p>2 前項に規定する場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、扶養親族の移転の際における年齢に応じた額による。</p>  | <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>  |
| <p>3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前各項の規定を準用する。</p> <p>(市内出張旅費)</p>  | <p>(市内出張旅費)</p>   |
| <p>第22条 市内出張で、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 交通機関を必要とする場合には、これに要する鉄道賃、車賃の実費及び自家用自動車を使用して旅行した場合における車賃の額</p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第17条第1項に規定する宿泊料定額の範囲内の実費に相当する額の宿泊料</p> | <p>第22条 市内出張で、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 交通機関を必要とする場合には、これに要する鉄道賃、<u>その他の交通費</u></p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、<u>宿泊費及び宿泊手当</u></p>   |
| <p>(退職者の旅費)</p>   | <p>(退職者等の旅費)</p>  |
| <p>第23条 削除</p>  | <p>第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(遺族の旅費)</p> |
| <p>第24条 削除</p> <p>(退職者の旅費)</p>  | <p>第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給額の上限)</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの職員相当の旅費</p> <p>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤務地までの職員相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤務地を旧在勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費<br/>(遺族の旅費)</p> | <p>第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費（第15条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> |
| <p>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、居住地から死亡地までの往復に要する旅費とする。</p> <p>2 前項の場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、遺族の旅行の際における年齢に応じた額による。</p> <p>3 第1項の場合において、遺族の旅行の際、その者が12歳未満であるときの宿泊料及び食卓料の額は、第17条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額の2分の1に相当する額によ</p>  |  |

|  |  |                          |                          |                            |                              |                            |                              |                 |              |              |              |              |              |              |              |
|--|--|--------------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| <p>る。</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第27条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて旅費を支給する。</p> <p>(旅費の調整)</p>   | <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第26条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて旅費を支給する。</p> <p>(旅費の調整)</p>   |                          |                          |                            |                              |                            |                              |                 |              |              |              |              |              |              |              |
| <p>第28条 公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。</p> <p>2 この条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</p>  | <p>第27条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第28条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> |                          |                          |                            |                              |                            |                              |                 |              |              |              |              |              |              |              |
| <p>別表 (第19条)</p>   |  |                          |                          |                            |                              |                            |                              |                 |              |              |              |              |              |              |              |
| <table border="1"> <tr> <td>鉄道50キロメートル未満</td> <td>鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</td> <td>鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</td> <td>鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</td> <td>鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</td> <td>鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</td> <td>鉄道1,500キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td>円<br/>126,000</td> <td>円<br/>144,000</td> <td>円<br/>178,000</td> <td>円<br/>220,000</td> <td>円<br/>292,000</td> <td>円<br/>306,000</td> <td>円<br/>328,000</td> </tr> </table> |  | 鉄道50キロメートル未満             | 鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満  | 鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満   | 鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満     | 鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満 | 鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 鉄道1,500キロメートル以上 | 円<br>126,000 | 円<br>144,000 | 円<br>178,000 | 円<br>220,000 | 円<br>292,000 | 円<br>306,000 | 円<br>328,000 |
| 鉄道50キロメートル未満   | 鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満  | 鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満 | 鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満 | 鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満 | 鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 鉄道1,500キロメートル以上            |                              |                 |              |              |              |              |              |              |              |
| 円<br>126,000   | 円<br>144,000   | 円<br>178,000             | 円<br>220,000             | 円<br>292,000               | 円<br>306,000                 | 円<br>328,000               |                              |                 |              |              |              |              |              |              |              |

(参考1) 宿泊費【第16条関係】

※国家公務員等の旅費支給規定 別表第二 宿泊費基準額 (参照)

| 都道府県   | 宿泊費基準額 (一夜につき) (円) |
|--|--------------------|
| 埼玉県、東京都、京都府  | 19,000             |
| 福岡県  | 18,000             |
| 千葉県  | 17,000             |
| 神奈川県、新潟県   | 16,000             |
| 香川県  | 15,000             |
| 熊本県  | 14,000             |
| 北海道、岐阜県、大阪府、広島県  | 13,000             |
| 山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県   | 12,000             |
| 青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県 | 11,000             |
| 宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県                          | 10,000             |
| 岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県                                      | 9,000              |
| 福島県、鳥取県、山口県  | 8,000              |

(参考2) 宿泊費基準額【第18条関係】

※国家公務員等の旅費支給規定 別表第三 宿泊手当 (参照)

| 区分        | 宿泊手当 (一夜につき) (円) |
|-----------|------------------|
| 本邦 (全ての地) | 2,400            |

議案第1号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第2条による改正）

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>(費用の弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が、招集に応じて本会議、委員会若しくは全員協議会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料及び食卓料</u>とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）<u>第12条から第15条まで、第17条及び第18条</u>の規定による額とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p> | <p>(費用の弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が、招集に応じて本会議、委員会若しくは全員協議会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）<u>第12条から第18条まで</u>の規定による額とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p> |

議案第 1 号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第 3 条による改正）

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>(旅費)</p> <p>第 5 条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第12条から第15条まで、第17条及び第18条の規定による額とする。</p> | <p>(旅費)</p> <p>第 5 条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第12条から第18条までの規定による額とする。</p> |

議案第1号資料

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表（第4条による改正）

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> | <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> |

議案第 1 号資料

証人等の費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第24号）新旧対照表（第 5 条による改正）

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>第 3 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料<br/>           _____とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46<br/>           年富津市条例第28号）<u>第12条から第15条まで、第17条及び第18条</u>の規定<br/>           による額とする。</p> | <p>第 3 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括<br/> <u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46<br/>           年富津市条例第28号）<u>第12条から第18条まで</u> _____の規定に<br/>           による額とする。</p> |

議案第 1 号資料

富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和46年富津市条例第63号）新旧対照表（第 6 条による改正）

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>(旅費)</p> <p>第14条 団員が公務のために出張した場合に旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料及び食卓料</u>とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）<u>第12条から第15条まで、第17条及び第18条</u>の規定による額とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。</p> | <p>(旅費)</p> <p>第14条 団員が公務のために出張した場合に旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）<u>第12条から第18条まで</u>の規定による額とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。</p> |

議案第2号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金</p> <p>ア 千葉県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体</p> <p>イ アに掲げるもののほか、千葉県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する専修学校若しくは各種学校の校舎その他の規則で定める施設を有する法人又は千葉県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を営む法人</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に</p> | <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金</p> <p>ア 千葉県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体</p> <p>イ アに掲げるもののほか、千葉県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する専修学校若しくは各種学校の校舎その他の規則で定める施設を有する法人又は千葉県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を営む法人</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に</p> |

規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は千葉県内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項 \_\_\_\_\_ の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項 \_\_\_\_\_ において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の

規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は千葉県内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の

|  |  |
|--|--|
| <p>控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>  | <p>控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>  |
| <p>2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p>  | <p>2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p>  |
| <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式から第5号の6様式までによる申告書を市長に提出しなければならない。</p> | <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式から第5号の6様式までによる申告書を市長に提出しなければならない。</p> |
| <p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>   | <p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>   |
| <p>5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p>  | <p>5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p>  |
| <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係</p>  | <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係</p>  |

る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 当該給与支払者の氏名又は名称

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を

る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 当該給与支払者の氏名又は名称

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を



書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 当該公的年金等支払者の名称

書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>      | <p><u>を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> |
| <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> | <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p>  |
| <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> | <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> | <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> |
| <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>  | <p>4 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>   |
| <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>  | <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>   |
| <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産の免税点)</p>  | <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産の免税点)</p>   |
| <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に</p>  | <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に</p>   |

満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第

満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後\_\_\_\_\_の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第

1 項、附則第17条第1 項、附則第18条第1 項、附則第19条第1 項、附則第19条の2 第1 項又は附則第23条第1 項の規定の適用を受けるときは、第34条の7 第2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5 条の5 第2 項（法附則第5 条の6 第2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9 条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7 条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7 条の2 第4 項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7 第1 項及び第2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2 第1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1） 課税長期譲渡所得金額が2 千万円以下である場合 当該課税長

1 項、附則第17条第1 項、附則第18条第1 項、附則第19条第1 項、附則第19条の2 第1 項、附則第19条の3 第1 項又は附則第23条第1 項の規定の適用を受けるときは、第34条の7 第2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5 条の5 第2 項（法附則第5 条の6 第3 項又は第4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9 条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7 条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7 条の2 第4 項（法附則第7 条の3 第3 項又は第4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7 第1 項及び第2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2 第1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1） 課税長期譲渡所得金額が2 千万円以下である場合 当該課税長

|  |   |
|--|---|
| <p>期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2千万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> | <p>期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2千万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急</p> |
|--|---|

傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

|  |   |
|--|---|
| <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる法人に対する法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に掲げる税率とする。</p> <p>(1) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下この条において「資本金等の額」という。）が5,000万円を超え1億円以下の法人 100分の7.2</p> <p>(2) 資本金等の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 100分の8.4</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第314条の4第2項に掲げる日現在における資本金等の額とする。</p> | <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第19条の4 次の各号に掲げる法人に対する法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に掲げる税率とする。</p> <p>(1) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下この条において「資本金等の額」という。）が5,000万円を超え1億円以下の法人 100分の7.2</p> <p>(2) 資本金等の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 100分の8.4</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第314条の4第2項に掲げる日現在における資本金等の額とする。</p> |
|--|---|

議案第3号資料

大佐和中学校旧屋内運動場解体工事概要

- 1 工 事 名 大佐和中学校旧屋内運動場解体工事
- 2 工事場所 富津市岩瀬619番地
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和9年2月15日まで
- 4 工事概要 大佐和中学校旧屋内運動場及び渡り廊下の解体工事

<工事内容>

- (1) 旧屋内運動場 鉄筋コンクリート造2階建  
延べ面積 1,733.98㎡
- (2) 渡り廊下 鉄骨造平家建  
延べ面積 59.01㎡
- (3) 上記に関わる外構工事 一式

## 開札調書

入札の結果は下記のとおりです。

|               |                  |                |  |
|---------------|------------------|----------------|--|
| 1 執 行 年 月 日   | 令和8年4月7日         |                |  |
| 2 件 名         | 大佐和中学校旧屋内運動場解体工事 |                |  |
| 3 場 所         | 富津市岩瀬619番地       |                |  |
| 4 落 札 者       | (株) 渡辺工務店        |                |  |
| 5 落 札 価 格     | 137,500,000 円 (  | 125,000,000 円) |  |
| 6 予 定 価 格     | 188,650,000 円 (  | 171,500,000 円) |  |
| 7 低入札価格調査基準価格 | 173,558,000 円 (  | 157,780,000 円) |  |

※括弧内の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

| 業 者 名      | 第1回入札        | 第2回入札 | 摘要 |
|------------|--------------|-------|----|
| (株) 渡辺工務店  | 125,000,000円 | 円     | 落札 |
| (株) ハマダ    | 150,000,000円 | 円     |    |
| (株) 青木建材土木 | 155,000,000円 | 円     |    |
| (株) 小島建設   | 181,500,000円 | 円     |    |

## 議案第5号資料

### 旧富津市立天羽東中学校の貸付けの概要

#### 1 貸付財産

|    |                             |                                     |
|----|-----------------------------|-------------------------------------|
| 土地 | 富津市上後字堀合 313 番 2 の一部 外 14 筆 | 5,827.02 m <sup>2</sup>             |
| 建物 | ①教室棟(普通・特別・管理)              | 鉄筋コンクリート造 3 階建 2,482 m <sup>2</sup> |
|    | ②特別教室棟                      | 鉄骨造平家建 365 m <sup>2</sup>           |
|    | ③屋内運動場                      | 鉄骨造 2 階建 1,097 m <sup>2</sup>       |
|    | ④灯油室                        | 鉄骨造平家建 31 m <sup>2</sup>            |
|    | ⑤器具庫                        | 鉄骨造平家建 12 m <sup>2</sup>            |
|    | ⑥倉庫                         | 木造平家建 27 m <sup>2</sup>             |

#### 2 貸付金額

土地 無償

建物 無償

#### 3 貸付期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで

#### 4 貸付相手方

東京都品川区西五反田七丁目 9 番 5 号

SG テラス 6 階

株式会社 J E L L Y F I S H

代表取締役 田中 翔

#### 5 使用用途

撮影スタジオ事業、団体向け宿泊事業

#### 6 その他

グラウンド部分は、貸付期間を令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日までとし、別途有償にて貸付を行っている。

災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所並びにドクターヘリランデブーポイントとして使用可能となる。

議案第7号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 やす だ なり ひで  
安 田 成 秀

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第8号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名      もり   た   てい   じ  
             森   田   貞   二

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第9号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名      うえ   だ   しず   お  
植   田   静   雄

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第10号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名   も   き   え   り   こ  
          茂   木   恵   利   子

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第11号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 すず 鈴 き 木 ま マ ゆ ユ み 美

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

いし い しげる  
石 井 茂

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

議案第13号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

いな むら こう いち  
稲 村 耕 一

3 生年月日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 お 尾 さか た ろう

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

議案第15号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

か しま ちょう じ  
鹿 島 長 治

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

かわ ぐち かん いち  
川 口 寛 市

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 小 柴 けんじろう  
賢次郎

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

議案第18号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

さわ べ はる ゆき  
澤 邊 治 之

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生 年 月 日
- 4 職 業
- 5 略 歴
- 6 農業経営の  
状況
- 7 認定農業者

し ら い か ず こ  
白 井 和 子

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

すず き のぶ え  
鈴 木 伸 江

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名      なが    しま    りょう  
長      嶋      良

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

ひら の べん いち  
平 野 弁 一

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

まる 丸 ふみ ひろ  
丸 文 浩

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

履 歴 事 項

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生 年 月 日
- 4 職 業
- 5 略 歴
- 6 農業経営の  
状況
- 7 認定農業者

もり た ひろ あき  
森 田 泰 彰

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名

やま ぐち ひろし  
山 口 博

3 生 年 月 日

4 職 業

5 略 歴

6 農業経営の  
状況

7 認定農業者

